平成２３年（フ）第１７２号
神奈川県平塚市東真土２丁目13番24―307号　マーカスヒル湘南
債務者　石井　秀子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５２３号
神奈川県厚木市上荻野3607番地３
債務者　神﨑　貴子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５６１号
神奈川県厚木市中町１丁目６番１―306号
債務者　吉田　　誠
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５６２号
神奈川県厚木市中町１丁目６番１―306号
債務者　ヨシダ　ジエイトルーデス　アーリアス（通称名吉田ジエイトルーデス）
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５６４号
神奈川県厚木市鳶尾４丁目５番２号
債務者　田中　秀雄
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５６５号
神奈川県厚木市鳶尾４丁目５番２号
債務者　田中　初恵
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５９３号
神奈川県厚木市栄町２丁目４番31号　ファーレ本厚木レジデンス103
債務者　齊藤　由紀（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６２８号
神奈川県平塚市袖ケ浜19番４号　三橋アパート２の６
債務者　小林　文雄
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４３２号
相模原市中央区淵野辺本町２―40―２　ハイツリバーサイド１―206、住民票上の住所相模原市中央区上矢部５丁目12番３―15号
債務者　栗原　一晴
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４５１号
相模原市南区当麻880番地３　エルディム遠藤201号
債務者　金子　広美
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４５７号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目58番10―1021号　座間東原共同住宅
債務者　二村　良雄
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４７８号
相模原市南区磯部339番地１　アクティブ大塚203
債務者　澁谷　昌弘
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５９号
新潟県燕市水道町４丁目10番32号　イルマン201号、前住所新潟県燕市水道町３丁目15番43号
債務者　高畑　新作
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第６９号
新潟県三条市松ノ木町11番17号
債務者　滝澤有美子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第７４号
新潟県三条市東三条２丁目３番24号、前住所新潟県三条市柳沢1886番地28
債務者　関　　和徳
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第４０８号
静岡県沼津市原町中１丁目４―７　フレグランスＭＯＲＩ―101号、住民票上の住所静岡県沼津市大岡636番地の１　アーバンシティ中石田108号
債務者　石井はつき
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係